

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

韓国編

2012年3月



第5章 商標法

1. 保護対象

商標法上の保護対象は、商品を生産、加工、証明又は販売することを業として営む者が自らの業務に関連した商品を他人の商品と識別できるようにするために使用する記号、文字、図形、立体的形状、色彩、ホログラム、動作、又はこれらを結合したもの、その他視覚的に認識できるものと定義されている商標である。商標は必ず商品と関連してその商品を表示する標識でなければならない。業として営む者とは商品の生産業者、加工業者、証明業者、販売業者などを意味する。業として営むというのは一定の目的の下、ずっと反復して行うことを意味し、営利の有無を問わない。商標は視覚を通じて認識できる標章でなければならないので音響商標、嗅覚商標、味覚商標などは現行商標法上の保護の対象から除外されている⁶。

2. 登録要件

2-1 商標の成立性

商標は記号、文字、図形、立体的形状、色彩、ホログラム、動作、又はこれらを結合したもの、その他視覚的に認識できるものでなければならず、聴覚的、嗅覚的商標は登録を受けることができない⁶。

2-2 積極的登録要件

- ・ 特別顕著性を有する商標は登録を受けられる。自他商品を識別できる特別顕著性のない商標を商標法第6条第1項各号に次のように例示している。
- ・ 商品の普通名称だけで表示された商標
- ・ 慣用標章
- ・ 商品の産地、品質、原料、効能、用途、数量、形状、価格、生産方法、加工方法、使用方法、時期などを普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
- ・ 顕著な地理的名称、その略語又は地図だけでできた商標
- ・ 簡単でありふれた標章のみからなる商標
- ・ ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
- ・ その他の需要者が誰の業務に関連した商品を表示するものかを識別できない商標

⁶ 2011年11月14日現在

ただし、上記の記述的標章だけでできた商標、顕著な地理的名称のみからなる商標、ありふれた姓又は名称のみからなる商標、簡単でありふれた標章のみからなる商標であっても出願前に商標を長期間独占使用した結果、需要者間にその商標が誰の業務に関連した商品を表示するものであるのかが顕著に認識されているものはその商標を使用した商品を指定商品として商標登録を受けることができる。また、指定商品の産地表示や顕著な地理的名称のみで構成された商標でも、該当地域の業者で構成された法人の場合には、地理的表示団体標章として登録を受けることができる(地理的名称商標については相談サンプル 29 もご参照ください)。

2-3 消極的登録要件

商標法は出願商標が前述した特別顕著性を具備している場合でも、次の商標法第 7 条の不登録事由に該当する場合には登録を受けることができないと定めている。

- ・ 大韓民国の国旗、国章、大韓民国又は公共機関の監督用(証明用)認証又は記号などと同一類似の商標
- ・ 工業所有権の保護のためのパリ条約同盟国、世界貿易機構会員国、商標法条約締結国の国旗と同一又は類似の商標
- ・ 国際赤十字社、国際オリンピック委員会、又は著名な国際機関の名称、略称、表彰と同一又は類似の商標
- ・ WIPO から通知を受け特許庁長官が指定した同盟国などの紋章などと、同盟国などが加入した政府間国際機構の名称などと同一又は類似の商標
- ・ 国家、人種、民族、公共団体、宗教又は著名な故人との関係を虚偽表示したり、これらを誹謗又は侮辱したり悪評を受けさせるおそれのある商標
- ・ 国家、公共団体、公益法人の営利を目的としない業務、公益事業を表示する表彰として著名なものと同一又は類似の商標
- ・ 著名な業務標章と同一、類似の商標
- ・ 商標それ自体又は商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味と内容が一般人の通常の善良な風俗に反したり商品の流通秩序とその他の公共秩序を害するおそれのある商標
- ・ 政府や外国政府が開催したり承認下で開催された博覧会の賞牌、賞状又は包装と同一類似の商標
- ・ 著名な他人の氏名、名称など、又はこれらの略称を含む商標
- ・ 著名商標と混同を起すおそれのある商標
- ・ 商品の品質誤認又は需要者を欺瞞するおそれのある商標
- ・ 周知商標と同一類似の商標
- ・ 国内又は国外の需要者間に特定人の商品を表示するものと認識されている商標、又は特定地域の商品を表示するものと認識されている地理的表示と同一類

似の商標であって、不当な利益を得ようとしたり、特定人に損害を加えようとするなど不正な目的を持って使用する商標

- ・ 商標登録を受けようとする商品又は商品の包装の機能を確保するのに不可欠な立体的形状のみでできていたり色彩又は色彩の組合せのみからなる商標
- ・ 世界貿易機構加入国内の葡萄酒及び蒸溜水の産地に関する地理的表示で構成されていたり同表示を含む商標であって、葡萄酒、蒸溜水又はこれと類似の商品に使用しようとする商標。ただし、地理的表示の正当な使用者がその該当商品を指定商品にし、地理的表示団体標章登録出願をした場合には登録が可能である(地理的名称商標については相談サンプル 29 もご参照ください)。
- ・ 種子産業法により登録された品種名称と同一又は類似の商標であってその品種名称と同一又は類似の商品について使用する商標
- ・ 農産物品質管理法又は水産物品質管理法によって登録された他人の地理的表示と同一又は類似すると認識されている商品に使用する商標
- ・ 大韓民国が外国と二国間又は多国間で締結し発効された自由貿易協定により保護する他人の地理的表示と同一又は類似の商標(又はその地理的表示で構成されるか、その地理的表示を含む商標)として、当該地理的表示を使用する商品と同一もしくは同一と認識されている商品に使用する商標
- ・ 先出願による他人の登録商標と同一又は類似の商標
- ・ 商標権が消滅した日から 1 年が経過していない他人の登録商標と同一又は類似の商標

2-4 先願主義

同一又は類似の商品を指定商品とする同一又は類似の商標に関する 2 以上の商標登録出願が競合する場合には最先の出願人のみ商標登録を受けることができる。

同一又は類似の商品に使用する同一又は類似の商標に関して同日に 2 以上の商標登録出願がある時には出願人の協議によって定められた 1 出願人のみがその商標に関して商標登録を受けることができる。協議が成立しなかったり協議がされない時には特許庁長が行う抽選によって決定された 1 出願人だけ商標登録を受けることができる。

出願日は一般的に商標出願が特許庁に実際に提出された日になるが、この原則には例外がある。

- ① 優先権が主張された場合には商標出願は優先日に出願されたものとみなされる。
- ② 国内又は海外で公式的に開催された博覧会で展示された商品と関連した商標の場合には商標登録出願は博覧会の展示日に出願されたものとみなされる。
- ③ 出願分割の場合には分割出願は原出願日に出願されたものとみなされる。

3. 商標登録を受けるまでの手続概要

3-1 商標登録出願

- ① 願書、及び添付書類(委任状、優先権証明書など)、見本などを添付して特許庁へ提出する。特許庁では、指定商品の表記と関連してハングル及び英文で商品およびサービス業の分類リスト(略して「商品分類リスト」と類似群コード(特許庁の内部類似判断基準)を特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)で出願人の願書表記時の参考情報として提供している。
- ② 提出された商標登録出願書は方式審査にかけられ、方式違反時には補正命令が出され、補正命令に応じなかったり補正によっても瑕疵を直せない場合には手続の無効処分となる。
- ③ 商品分類別に担当審査官が出願順により出願日から10~12ヶ月経過後に実体審査を行う。商標法第23条所定の拒絶理由が発見されれば、審査官は意見書提出通知を発してこの理由を出願人に通知し2ヶ月以内の期間を定めて意見書の提出機会を与える。
- ④ 意見書により拒絶理由が解消されたときは出願公告決定をし、その謄本を出願人に送達し、その後商標公報に掲載して出願公告する。そして出願公告日から2ヶ月間の異議申立期間中に異議申立がないときには、商標登録決定をする。拒絶理由が解消されないとき、又は異議申立について理由ありと決定したときは拒絶決定をする。出願人は拒絶決定を不服とする場合は、特許審判院へ拒絶決定不服審判を請求することができ、さらに特許法院への審決取消訴訟、大法院(法律審)への上告による不服申立が可能である(拒絶決定不服審判、審決取消訴訟、大法院への上告などについては82ページを参照)。
- ⑤ 登録料納付後、商標権設定登録を行い、商標登録原簿に登載し商標登録証を交付する(このとき、登録を望まない指定商品があるときはその商品について放棄することができる)。

3-2 必要書類

商標登録を受けようとする者は次の書類を特許庁長に提出しなければならない。

- ① 出願人の氏名及び住所(出願人が法人の場合には代表者の氏名)、商標、指定商品及び商品類区分、さらに、優先権主張を伴う場合には基礎となる出願の出願番号、優先日、国家名を記載した出願書
- ② 立体商標である場合には立体商標出願の趣旨の記載
- ③ 団体標章である場合には団体標章の使用に関する事項を記載した定款(地理的表示団体標章の場合には地理的表示の定義に合致することを証明する書類も提出)

- ④ 業務標章である場合には業務の経営事実立証の証明書
- ⑤ 委任状(必要な場合)

なお、出願人は商品類区分上の1類区分以上の商品、サービス業を一つの出願書に記載して同時に出願できる。出願人は商標登録出願書に1類又は多類指定の表示をし、商品とサービス業を同時に指定した場合にはその趣旨を記載しなければならない。

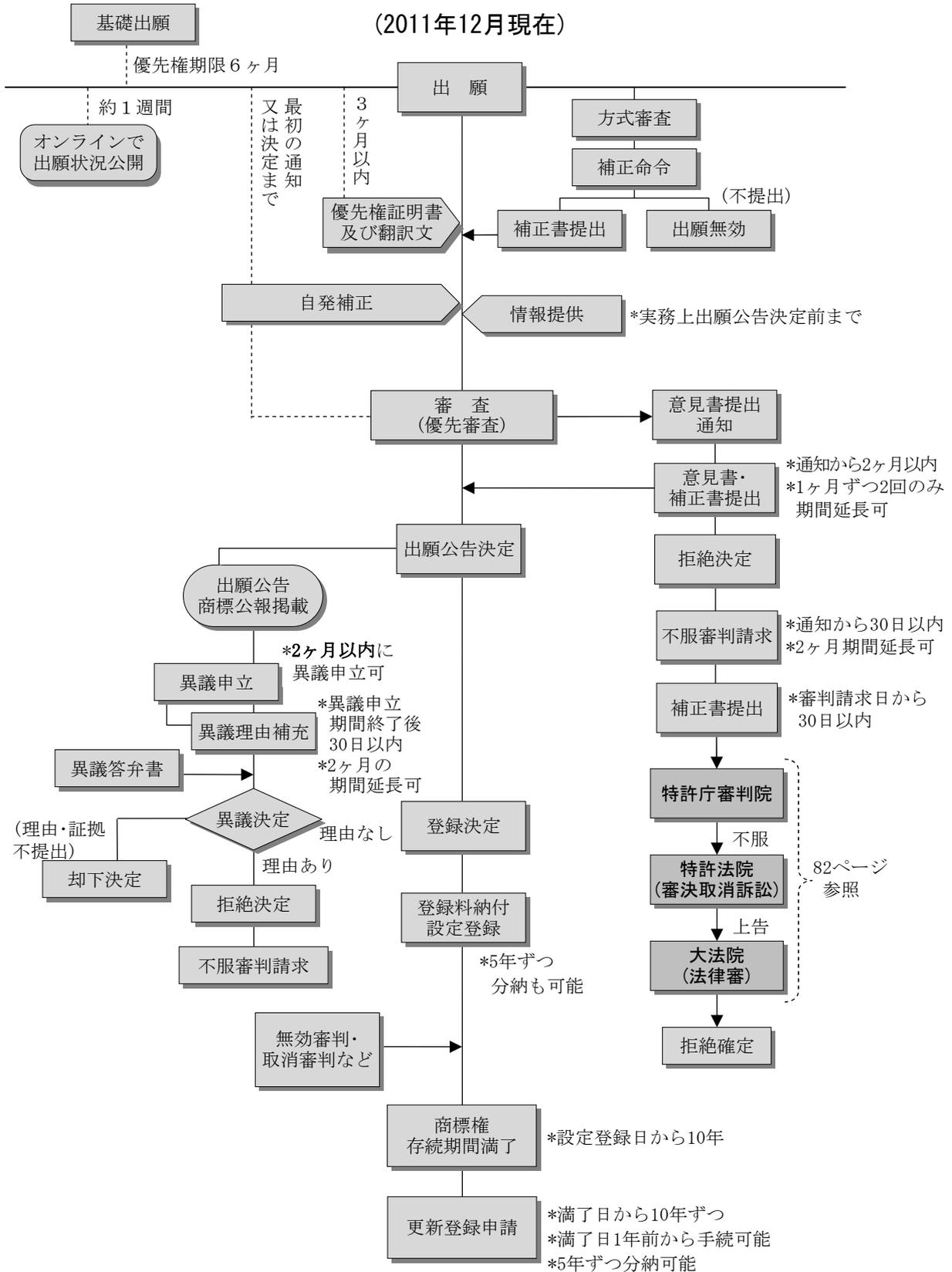
3-3 指定商品の記載

商標登録出願する際には、指定商品・役務を記載する必要があり、記載する指定商品・役務の数には制限がなく(ただし、指定商品が20を超過する場合には1商品当り2,000ウォンを追加納付が必要となる。46ページ及び127ページ参照*)、これら指定商品・役務の使用実績や使用意思の証明などを提出する必要はない。

また、商品、役務の区分は日本と同様にNICE分類に基づいた国際的基準による商品類区分に従って指定商品を記載するようになっており、具体的な商品名称の他に包括名称の場合、原則的に特許庁が指定した狭義の包括名称(その範囲に含まれる個別商品の類似群コードが一つである名称をいう。例:スポーツ専用衣類)及び広義の包括名称(そこに属する具体的な商品の類似群コードが複数であるものをいう。例:衣類)を認めている。ただし、どの商品がどの包括名称に含まれるかに対する特許庁の基準はあくまでも特許庁の内部規定に過ぎず、法院が商標権の効力範囲の解釈や商品の同一性および類似性を判断する際は、このような特許庁の基準には拘束されないという点に留意しなければならない。

商標出願から権利取得まで

(2011年12月現在)



3-4 優先権主張

パリ条約同盟国で先出願された内容に基づき優先権主張を伴って商標出願できる。優先権主張期間は6ヶ月であり、優先権証明書とその翻訳文は出願日から3ヶ月以内に提出する必要がある。

優先権主張の基礎となる出願と優先権主張を伴う出願はその商標は同一でなければならないものの指定商品については、部分優先権主張出願および複合優先権主張出願の概念が認められる。

部分または複合優先権主張出願を審査する際に適用する基準日については、優先権が認められる指定商品は優先日を、認められない指定商品は出願日を基準に審査しており、部分または複合優先権主張出願に対する先行商標の検索結果、出願日から優先日の間に同一または類似する他人の出願商標がある場合にのみ、優先権認定/不認定の商品別に類否を判断している。

3-5 特殊な出願

(1) 団体標章

商品を生産・製造・加工・証明又は販売することを業として営む者、又はサービス業を営む者が、共同で設立した法人がその監督下にある団体員をしてその営業に関する商品又はサービス業に使用させたり、直接使用するための標章を団体標章と言い、団体標章の出願時、標章の使用に関する定款を提出しなければならない。

地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工することを業として営む者のみで構成された法人がその監督下にある団体員をしてその営みに関する商品に使用させたり、直接使用するための団体標章を「地理的表示団体標章」と言い、出願時には出願書にその趣旨を記載し地理的表示の定義に合致することを立証する書類を提出しなければならない(地理的名称商標については相談サンプル 29 もご参照ください)。

(2) 業務標章

営利を目的としない業務を営む者が、その業務を表象するために使用する標章を業務標章と言い、業務標章の出願時にその業務の経営事実を立証する書面を提出しなければならない。

(3) 指定商品追加登録出願

商標権者又は出願人は、審査官による審査を経た上で、登録商標又は商標登録出願の指定商品の追加登録を受けることができる。審査官は、次の事項に該当する場合は拒絶決定しなければならないが、拒絶決定しようとするときは、拒絶理由を通知し期間を

定めて意見書の提出機会を与えなければならない。

- ① 通常の商標登録出願と同様の拒絶理由がある場合
- ② 追加登録出願人が当該商標権者又は出願人でない場合
- ③ 登録商標の商標権が消滅し、又は商標登録出願が放棄され、取下げられ又は無効にされたとき、又は商標登録出願について拒絶決定が確定した場合

3-6 補正制度

(1) 補正時期

出願公告決定前には、原則的に決定通知書送達前に限り、例外的に決定通知書送達後でも拒絶決定に対する不服審判請求をする場合には、審判請求日から30日以内又は拒絶決定に対する審判係属中であれば、審判官が職権拒絶理由を通知した時の意見書提出期間内に補正を行うことができる。

出願公告決定後には審査官又は審判官の意見書提出通知(拒絶理由通知)を受けて意見書提出期間内に、又は異議申立に対する答弁書提出期間内に、又は拒絶決定に対する審判請求日から30日以内に補正を行うことができる。

(2) 補正の範囲

出願公告決定前の補正の範囲は次のように最初の出願要旨を変更しない範囲内で指定商品及び商標を補正できる。

- ① 指定商品の範囲の減縮
- ② 誤記の訂正
- ③ 不明瞭な記載の釈明
- ④ 商標の付記的部分の削除

一方、出願公告決定後には、出願内容がある程度確定されているので、審査処理を円滑に進め第三者に不測の損害を負わせないために出願公告決定前の補正よりその範囲が制限されており、当該拒絶理由、異議申立理由、決定理由に示された事項に関して最初の出願の要旨を変更しない範囲内でのみ補正が許される。

(3) 補正却下

出願補正が要旨変更該当する場合、審査官がこれを不適法な補正とみて補正却下決定をするようにした制度である。補正却下の決定は、理由を示したうえで書面をもって行い、この謄本送達後30日を経過するときまで公告決定や拒絶決定をしてはならず、また、補正却下決定に対する審判が請求されたときは当該商標登録出願の審査を中止しなければならない。

ただし、公告決定後の補正に対する却下決定については不服とすることができず、拒絶決定に対する不服審判を請求したときのみ争うことができる。

(4) 出願分割及び出願変更

補正制度とは異なるが、補正と類似の機能を果たすのが出願分割と出願変更制度である。出願人が2つ以上の商品を指定商品として出願した場合には、自発により又は審査官の意見書提出通知(拒絶理由通知)に対応する過程で、出願を2つ以上の出願に分割できる。出願分割は出願に対する補正が許容される期間内に行なわなければならない。分割出願は原出願の出願日に出願されたものとみなされる。

一方、出願変更とは、商標登録出願とサービスマーク登録出願と団体標章登録出願(地理的表示団体標章登録出願は除く)との間で出願の種類を変更するもので、変更された出願は原出願の出願日に出願されたものとみなされ、原出願は取下げられたものとみなされる。出願変更は最初の出願に対する登録や拒絶の決定、又は審決が確定する前までは可能であり、商標・業務標章相互間、又はサービスマーク・業務標章相互間、団体標章・地理的表示団体標章・業務標章相互間には出願変更が許されない。

3-7 実体審査

(1) 拒絶理由

出願書類の適法要件及び方式要件をすべて満たしている場合には、審査官により実体審査が行なわれる。出願から最初の審査結果通知までの期間はおおむね10～12ヶ月である。

商標法のみの特な拒絶理由は以下の通りである。

- ① 特別顕著性の欠如などを規定した商標法第6条に該当する場合
- ② 先登録商標との同一・類似などを規定した商標法第7条に該当する場合
- ③ 先願主義規定の違反
- ④ 1商標1出願規定の違反
- ⑤ 条約当事国の商標権者の代理人などの同意なしの冒認出願に該当する場合
- ⑥ 標章の成立性の瑕疵

一方、日本と違って韓国では先登録商標との類否判断時点は決定時ではなく出願時である。したがって拒絶引用された先登録商標を無効・取消審判などで排除したとしても当該商標出願の拒絶理由は解消されず、取消確定後に出願し直す必要がある。そして、不使用を理由として取消審判を請求した場合、取消審決の確定後6ヶ月間は審判請求人(後出願人)だけが排他的に再出願することができる。

(2) 意見書及び補正書の提出

当該拒絶理由に承服できない場合には、指定期間内に意見書を提出することができる。指定期間は1ヶ月ずつ2回、延長が可能である。補正を通じて拒絶理由を回避できると判断される場合には、要旨を変更しない範囲内で補正書を提出できる。

(3) 出願公告決定及び拒絶決定

実体審査の結果、拒絶理由がなかったり、意見書提出などにより拒絶理由が解消され、拒絶理由を発見できない場合には出願公告決定がなされる。出願人の措置によっても拒絶理由が解消されない場合には拒絶決定が下され、これに対して拒絶決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に不服審判を提起して争うことができる。

(4) 出願公告・異議申立及び登録決定

出願公告になった日から 2 ヶ月以内に異議申立が可能である。異議申立がなかったり、異議申立の理由がない場合には、登録決定となる。異議申立に対しては 5. 異議申立で後述する。

3-8 情報提供

何人も出願された商標が下記のような理由により商標登録を受けられないという趣旨の情報を証拠と共に特許庁に提供することができる。

(1) 情報提供手続**① 申請できる者**

公衆による審査協力制度であるので、誰でも申請できる。

② 対象

すべての商標出願に対して審査参考資料を提供することができる。

③ 時期

出願後、登録前まではいつでも可能であるが、実務上は出願公告決定まで提出するのが普通である。だが、一般的に審査官は提供された情報を参考にして審査を進めることになるので、やはり審査着手前に提出しておくことが望ましい。

④ 情報提供事由

- 特別顕著性の欠如などを規定した商標法第 6 条に該当する場合
- 先登録商標との同一・類似などを規定した商標法第 7 条に該当する場合
- 先願主義規定の違反
- 1 商標 1 出願規定の違反
- 条約当事国の商標権者の代理人などの同意なしの冒認出願に該当する場合
- 韓国内または外国で周知著名な商標を模倣した不正目的による商標である場合など

⑤ 申請方法

情報提供事由に該当し商標登録を受けられないという趣旨の情報を情報提出書に記載し、その事実を証明する証拠と共に提出すればよく、形式的な制限はあまりない。

(2) 情報提供に対する審査

情報提供は、審査と別途に行なわれる手続きではなく、審査官が当該出願を審査するに当たり参考資料として活用するにすぎない。したがって、情報提供者は審査結果について通知を受ける権利はないが、審査指針書では審査が終了するときその結果及び提出された情報の活用の如何を情報提供者に通報することと規定している。

(3) 周知著名性の立証に対するアドバイス

情報提供の段階では異議申立や無効審判と比較すると周知著名性の判断を深刻に考慮せず、受け入れられにくい傾向がある。また、情報提供制度は単に審査過程中に審査の参考資料を提出するにすぎないため、情報提供者に無効審判請求人のような手続保障の機会(例えば審査官の説得のために意見を追加で開陳する機会)は付与されないという短所があるため、後日の異議申立や無効審判で争う方法を選択することも十分に考慮して情報提供を行うかどうかを決めるべきである。

3-9 商標優先審査制度

優先審査を受けるためには、①出願人が出願商標を指定商品・役務のすべてに使用中であるか、もしくは使用準備中であることが確かなこと、②出願人でない者が出願商標を正当な理由なしに業として使用していると認められること、③不使用取消審判の勝訴後、当該取消審判請求人が出願した場合、などの所定の要件を有する者は、申請によって他の出願に優先して審査を受けることができる。

一般出願審査は出願から最初の審査結果通知まで10～12ヶ月かかるのに比べ、一般出願審査より8ヶ月以上審査待機期間を短縮できる。これは、審査官が優先審査申請後10日以内に優先審査の対象となるかどうかを先ず決定し、その他の補完事項がない限り決定後45日以内に審査に着手するからである。

3-10 出願費用

特許庁に納付するオフィシャルフィーである出願料は1商標1商品類区分毎に56,000ウォン(電子出願)ないし66,000ウォン(書面出願)である。登録料は1商標1商品類区分毎に211,000ウォン(地方税などは含まず)である(代理人手数料は別途)。なお、出願後1ヶ月以内に出願取下げ/出願放棄した場合には出願料について払い戻しを受けることができる。

一方、ただし、特許庁は2011年10月24日付で立法予告し2012年4月1日付で施行される予定⁷の「特許料等の徴収規則」によると、1商品類当り20の指定商品までは基本出願料で指定が可能で、20を超過する場合には1商品当り2,000ウォンを追加納

⁷ 2011年11月14現在の情報による。もしも施行されない場合は、従前どおり20を超えても追加納付の必要はない。

付することになった(出願後の指定商品補正、及び商標登録料納付のときも、20 を超過する場合は1商品当たり2,000ウォンを追加納付する)。*

4. 権利の取得と維持

4-1 登録料の納付

2010年7月28日以降の出願から出願人が登録決定謄本の送達を受けた日から2ヶ月以内に10年分の登録料(215,560ウォン、代理人手数料を除く)を一括で納付するか5年分ずつ2回に分納できる(指定商品が20を超過する場合はこれとは別に追加納付が必要である)。登録料納付期間は請求により30日間延長が可能である。2以上の指定商品がある場合に登録料の納付時に指定商品別にこれを放棄することができる。登録料の未納で出願が放棄されたものとみなされる場合でも出願人がその責めに帰することができない事由に基づいて登録料を納付することができない場合には、事由の終了日から14日以内に商標登録料を納付することができる。知財四法に関する特許料、登録料、各年度維持年金については[付録4]329ページを参考のこと。

4-2 存続期間

商標権の存続期間は商標権設定登録日から10年である。存続期間は存続期間更新登録により10年ずつ更新が可能である。2010年7月28日以降の出願については、登録料を分割納付する場合、2回目の登録料を納付しなかったときは設定登録日から5年が過ぎるとその商標権は消滅する。

4-3 存続期間更新登録

2010年7月28日からは商標権の存続期間更新登録制度が簡素化され、更新期限内に登録料を納付し存続期間更新登録申請書を提出さえすれば別途の審査手続き無しに存続期間が延長されるようになった。

商標登録の更新のためには更新登録申請書を存続期間満了前1年以内に提出しなければならないが、満了後6ヶ月以内にすることもできる。

(1) 更新登録の効果

いったん更新登録申請がされれば権利の空白を防ぐために商標権の存続期間が更新されたものとみなす。更新登録された場合は原商標権の存続期間が満了となった翌日からさらに10年間の存続期間が加えられる。

5. 異議申立

拒絶理由を発見できなかったり、拒絶理由が出願人の意見書提出によって解消されたと判断された場合、当該商標出願について商標公報に掲載し出願公告される。

5-1 異議申立の要件

(1) 申立できる者

何人も可能であり、非法人団体でも代表者や管理人がある場合はその名前で可能である。

(2) 申立期間

商標出願が商標公報に掲載された日(公告日)から2ヶ月以内に異議申立を提出できる。異議申立人は異議申立期間の経過後30日以内に商標登録異議申立書に記載した理由及び証拠を補正することができる。理由及び証拠の提出期間は1回2ヶ月延長が可能である。

5-2 異議申立に対する審査

審査は3人の審査官合議体により行われ、異議申立があった場合、被申立人である出願人に答弁書提出の機会が付与される。異議申立手続では審査官の職権審査が可能であり、審査官は異議申立人が主張しない理由に対しても審査できる。ただし、審査官が職権審査をした場合には出願人又は異議申立人に期間を定めてその理由に対して意見を陳述する機会を与えなければならない。

5-3 異議決定

(1) 異議決定

異議申立人に付与された異議申立理由などに対する補正可能期間と出願人に付与された異議申立に対する答弁書提出期間が経過した後に異議決定が下され、異議申立が理由ありと認定されれば拒絶決定が下される。異議申立が理由なしと認められれば登録決定が下される。異議申立から異議決定までは平均的に6ヶ月程度である。

(2) 異議決定に対する不服

拒絶決定に対してはその謄本を受け取った日から30日以内に特許審判院に審判を請求できる。特許庁は拒絶決定不服審判が請求されたことを異議申立人に通知しなければならない。

なお、異議申立人は理由なしとの異議決定に対してこれを不服とすることはできないが、商標登録後に無効審判を提起することができる。

6. 商標審判手続

6-1 種類

商標に対する審判の種類は請求人と被請求人が対立構造をとる当事者系の審判と、被請求人が特許庁長の決定系審判に分けられる。当事者系の審判には商標登録無効審判、存続期間更新登録無効審判、商品分類転換登録無効審判、商標登録取消審判、専用使用権(通常使用権)登録取消審判、権利範囲確認審判などがあり、決定系の審判には拒絶決定に対する不服審判、補正却下決定不服審判などがある。

6-2 商標登録無効審判

(1) 請求人

利害関係人または審査官でなければならず、利害関係人は、商標権者から権利対抗を受けて現在業務上の損害を受けるか、または損害を受ける憂慮がある者であって、同業者、当該商標権と関連して訴訟関係にあるか、または訴訟関係になる憂慮がある者、商標権者から侵害警告を受けた者などが該当する。

(2) 無効事由

登録商標の特別顕著性欠如、不登録事由の存在、先登録または先出願商標と同一・類似である場合、条約違反、商標登録後に特別顕著性を喪失した場合などがある(商標法第71条第1項各号)。登録商標の指定商品が2以上ある場合は指定商品ごとに請求することができる。

(3) 無効審決確定の効力

無効審決が確定された場合はその商標権は最初からなかったものとみなす。ただし、後発的無効事由(後発的に条約に違反されるか、または商標登録後に特別顕著性を喪失した場合)の場合は無効審判が請求され、その事実が登録原簿に公示された時から商標権がなかったものとみなす。

6-3 商標登録取消審判

(1) 取消事由

商標権者が故意で登録商標と類似した商標を使用して需要者に商品の品質の誤認または他人の業務に関連した商品との混同を起した場合、商標権者などが正当な理由なく取消審判請求日前に続けて3年以上登録商標を使用しない場合、条約当事国の登録商標の権利者の代理人などが同一・類似である商標を無断で商標登録した場合、使用権者などが登録商標と同一・類似である商標を使用して需要者に商品の品質の誤認または他人の業務に関連した商品と混同を起した場合、商標権の移転後、不正競争目的

で登録商標を使用して需要者に商品の品質の誤認または他人の業務に関連した商品と混同を起した場合などが取消事由となる。不使用を理由とする取消審判は一部の指定商品に関して取消審判を請求することができる。

(2) 請求人

取消審判は利害関係人に限って請求することができる。ただし、商標権者が故意で登録商標と類似した商標を使用して需要者に商品の品質の誤認または他人の業務に関連した商品との混同を起した場合など何人も請求することができる場合もある。

(3) 取消審決確定の効果

商標登録を取り消すという審決が確定した場合は、その商標権は審決が確定した時から消滅する。登録商標の不使用などを理由とする取消審判が請求され、その後に存続期間の満了により商標権が消滅するか、商標権または指定商品の一部を放棄するか、または取消審決が確定した場合、商標権者などはその該当日から3年間は消滅した登録商標と同一・類似である商標に対する商標登録を受けることができない。

6-4 権利範囲確認審判

(1) 種類及び当事者

商標権者、専用使用権者、または利害関係人が請求することができ、商標権者が他人の実施する確認対象商標(いわゆる「(イ)号商標」)が登録商標の権利範囲に属するという趣旨の審決を求める積極的権利範囲確認審判と、確認対象商標を使用したり使用しようとする者(利害関係人)が確認対象商標が登録商標の権利範囲に属しないという趣旨の審決を求める消極的権利範囲確認審判とがある。

(2) 権利範囲確認の効果

通常、消極的権利範囲確認審判は、侵害訴訟で被告の防御手段として活用され、権利範囲に属しないという審決は侵害訴訟で法院の判断を拘束することはできないものの、有力な証拠として作用し得る。積極的権利範囲確認審判は、権利者が自分の権利が侵害されていることを審判院に確認してもらうものであるから、多くの場合、侵害訴訟の前段階として積極的権利範囲確認審判を提起し、権利範囲に属するという審決を得て、これを侵害者との交渉に活用したり、後日の侵害訴訟を有利に導くための証拠として用いられる。

(3) 先使用权

不正競争の目的ではなく他人の商標登録出願前から韓国内で使用していた商標であって、その使用の結果として他人の商標登録出願時に韓国内の需要者間にその商標が

特定人の商品を表示するものであると認識される場合に、先使用者はその商標を使用した商品について継続して使用する権利を有する。この場合、商標権者や専用使用権者は先使用者に商品間の出所の誤認や混同を防止すべく適当な表示をするように請求することができる。

6-5 その他の審判制度

(1) 存続期間更新登録無効審判

商標権の存続期間更新登録申請が更新期間内に行なわれていないか、または商標権者でない者によって更新登録されたことを無効事由にして利害関係人または審査官が請求することができ、指定商品が 2 以上ある場合は指定商品ごとに請求することができる。

(2) 商品分類転換登録無効審判

商品分類転換登録が当該登録商標の指定商品でない商品で行なわれるか、または指定商品の範囲を実質的に拡張した場合、商標権者でない者によって分類転換登録になった場合などを無効事由にして利害関係人または審査官が請求することができ、指定商品が 2 以上ある場合は指定商品ごとに請求することができる。

(3) 専用使用権(通常使用権)登録取消審判

専用使用権者(通常使用権者)が登録商標と同一・類似である商品を使用して需要者をして商品の品質の誤認または他人の業務に関連した商品との混同を起させた場合は何人もその専用使用権(通常使用権)の登録取消を請求することができる。

(4) 拒絶決定(補正却下決定)に対する不服審判

拒絶決定(補正却下決定)を受けた商標出願人は当該決定を不服として拒絶決定(補正却下)の取消を請求することができる(詳しくは第 II 編第 2 章 3-14 ;69 ページを参照のこと)。

6-6 審決に対する不服

特許審判院の決定または審決を不服とする者は審決謄本を受けた日から 30 日以内に高等法院レベルの専門法院である特許法院に審決取消訴訟を提起することができ、特許法院の判決を不服とする場合は最終審である大法院(法律審)に上告することができる(詳しくは第 II 編第 2 章 6-7 ;83 ページを参照のこと)。

6-7 訴訟手続きの中止

商標権侵害訴訟で被告は防御手段として商標登録無効審判や消極的権利範囲確認審判を請求するが多い。法院は訴訟において必要な場合は上記審判の審決が確定される時までその訴訟手続きを中止することができる。

6-8 迅速審判制度

特許審判院で審理される通常の審判事件の場合、平均 8～12 ヶ月の審理期間を経て審決が出されるのが一般的であり、一定の要件下で認められる「優先審判」事件の場合は、優先審判申請とそれともなう優先審判の決定後 4 ヶ月以内に審決を出すことを原則に事件が処理されてきた。

一方、さらに迅速に審決が出される必要がある案件については、優先審判手続きがすでに行われた事件は除き、①法院が通知した侵害訴訟事件に関する審判事件のうち権利範囲確認審判事件、および②当事者の一方が相手側の同意を得て迅速審判を申請する事件の場合は、答弁書提出期間満了日から 1 ヶ月以内に審決を出さなければならない、もし口述審理を開催する場合にはやはり 1 ヶ月以内に開き、その日から 2 ヶ月以内に審決を下すことを原則に運営されている。

7. マドリッド議定書による出願

7-1 出願できる者

マドリッド議定書が韓国で 2003 年 4 月 10 日から効力を発生したことにより出願人は韓国を指定国とし、国際出願ができる。マドリッド議定書システムによれば、国籍、住所、営業所のうちいずれか 1 つの関連性がある国家の官庁を本国官庁として国際出願ができることになっているが、出願人の国籍国に基礎出願や基礎登録がなくても、韓国に基礎出願又は基礎登録があれば、韓国に住所や営業所がある限り、外国人もしくは外国企業であっても韓国特許庁を本国官庁として国際出願ができる。

7-2 本国官庁手続

国内商標登録出願又は国内商標登録を基礎として世界知的所有権機構の国際事務局に国際登録をしようとする者は特許庁長に国際出願書を提出し、特許庁長は国際出願書類上の記載事項が基礎出願又は基礎登録と合致しているかどうかを審査した後、国際事務局に国際出願書及び必要な書面を送付する。

7-3 指定国官庁手続

日本特許庁などの外国特許庁に商標登録出願をしたり商標登録をした者が大韓民国

を指定国として明示した国際出願をした場合、国際登録日に大韓民国で商標登録出願されたものとみなされ、原則的に国内出願に関する規定が適用される。ただし、韓国商標法内でマドリッド議定書に符合しない内容については特例(出願の継承、分割移転、分割、変更、商標権の設定登録、分割、登録の効力及び存続期間の更新など)を置いている。

7-4 国際登録基礎商標権の存続期間の更新

国際登録に基づいて国内に登録された商標(国際登録基礎商標権)は国際登録を更新することで国内の商標登録も更新したものとみなす。

7-5 再出願に関する特例規定

セントラルアタックによって国際登録が消滅した場合、又は外国の議定書廃棄によって出願人が出願人適格を失った場合には、韓国特許庁に再出願でき、一定要件の下で出願日を遡及できる。

[付録 3] 日韓知的財産関連分野の差異点对照表

1. 一般／四法共通

項目	韓国	日本
用語	決定	査定
用語	特許庁長	特許庁長官
用語	法院、高等法院、大法院	裁判所、高等裁判所、最高裁判所
用語	デザイン、デザイン保護法	意匠、意匠法
用語	拒絶理由、意見書提出通知	拒絶理由、拒絶理由通知
意見書提出	意見書提出通知から 2 ヶ月以内 特許・実用： 1 ヶ月ずつ原則的に 4 回まで延長可 (追加の延長は延長の必要性の疎明を要す) デザイン・商標： 1 ヶ月ずつ 2 回のみ延長可	特許・実用：原則 60 日 小笠原諸島などの特定地は 75 日 (職権により 15 日延長) 在外者は 3 ヶ月 (請求により 3 ヶ月延長) 意匠・商標：原則 40 日 小笠原諸島などの特定地は 55 日 (職権により 15 日延長) 在外者は 3 ヶ月(請求により 1 ヶ月延長)
拒絶査定 不服審判	審判請求は拒絶決定謄本送達日から 30 日 以内 在外者は 2 ヶ月 1 回のみ延長可 在內者は 1 ヶ月 1 回のみ延長可 審判請求日から 30 日以内に補正可	(平成 21 年 4 月 1 日より) 審判請求は拒絶査定謄本送達日から 3 ヶ月 以内 特許・実用：審判請求日と同時に補正可 意匠・商標：審判又は再審に継続している場 合に限り補正可
無効審判 請求人適格	特許・実用： 利害関係人、審査官のみ可能 (ただし、公益的無効理由については公告登 録日から 3 ヶ月間は何人も可能) デザイン・商標： 利害関係人、審査官のみ可能	何人も可能
実施行為の 範囲	輸出を含まない 商標についてのみ輸出を含む	輸出を含む(四法とも)

5. 商 標

項目	韓国	日本
保護対象	記号、文字、図形、立体的形状、色彩、ホログラム、動作、又はこれらを結合したもの、その他視覚的に認識できるもの	文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合
商標などの類否の判断時	先登録商標などとの類否判断時点は出願時(先登録の取消しや抹消後に再出願必要。ただし先登録商標が無効になった場合、後出願の登録可能)	先登録商標などとの類否判断時点は査定時(先出願の取下げや先登録の取消しにより、原則そのまま後出願が登録)
無効審判請求登録前使用权	関連規定なし	無効審判の請求登録前の使用による商標の使用权の制度あり
顕著な地理的名称	顕著な地理的名称などの商標は登録不可 地理的表示団体標章として可能	法律上の規定なし 運用で登録不可
団体標章 業務標章	団体標章、業務標章制度あり	団体商標制度あり
防護商標	関連規定なし	防護標章制度あり
出願変更	商標とサービスマークと団体標章間で出願変更可	通常商標と団体商標間で出願変更可 通常商標と防護標章間で出願変更可 防護標章と団体商標間で出願変更可
出願公開制度	法律上の制度はないが、 運用によりネット上で出願状況を公開	法律上の制度あり
登録料 納付時期	登録決定謄本送達後2ヶ月以内	登録決定謄本送達後30日以内
登録料 分納制度	あり(更新登録料も分納可)	あり
補正後の商標 についての 新出願に対する 出願日遡及	なし	あり
異議申立	出願公告後2ヶ月以内 (登録前異議申立) 審査官合議体で決定 参加制度なし 申立期間終了後30日以内に理由補充可 在外者はさらに2ヶ月1回のみ延長可	商標掲載公報発行日から2ヶ月以内 (登録後異議申立) 審判官合議体で決定 参加制度あり 申立期間経過後30日以内に理由補充可
不使用取消 審判の請求人	利害関係人であること	何人も可能
不使用取消審判の商標使用の同一性範囲	規定なし	規定あり

[付録 4] 知財四法の特許料・登録料・各年度維持年金(2012年)

想定為替レート 100 ドル=1110 ウォン

	項 目	Official Fee		
		(Korean Won)	(≒US\$)	
特 許	特許登録料(最初3年分)	基本料	45,000	40.54
		1項毎の加算料	39,000	35.14
	4～6年度の各年分	基本料	40,000	36.04
		1項毎の加算料	22,000	19.82
	7～9年度の各年分	基本料	100,000	90.09
		1項毎の加算料	38,000	34.23
	10～12年度の各年分	基本料	240,000	216.22
		1項毎の加算料	55,000	49.55
13～15年度の各年分	基本料	360,000	324.32	
	1項毎の加算料	55,000	49.55	
16～18年度の各年分	基本料	360,000	324.32	
	1項毎の加算料	55,000	49.55	
19～21年度の各年分	基本料	360,000	324.32	
	1項毎の加算料	55,000	49.55	
22～25年度の各年分	基本料	360,000	324.32	
	1項毎の加算料	55,000	49.55	
実 用 新 案	実用新案登録料(最初3年分)	基本料	36,000	32.43
		1項毎の加算料	12,000	10.81
	4～6年度の各年分	基本料	25,000	22.52
		1項毎の加算料	9,000	8.11
	7～9年度の各年分	基本料	60,000	54.05
1項毎の加算料		14,000	12.61	
10～12年度の各年分	基本料	160,000	144.14	
	1項毎の加算料	20,000	18.02	
13～15年度の各年分	基本料	240,000	216.22	
	1項毎の加算料	20,000	18.02	
デ ザ イ ン	デザイン登録料(最初3年分)	75,000	67.57	
	4～6年度の各年分	35,000	31.53	
	7～9年度の各年分	70,000	63.06	
	10～12年度の各年分	140,000	126.13	
	13～15年度の各年分	210,000	189.19	
商 標	商標出願登録料(1ヶ類毎) 10年分一括納付	211,000	190.09	
	商標出願登録料(1ヶ類毎) 5年分2回分納	132,000	118.92	
	商標更新登録料(1ヶ類毎) 10年分一括納付	310,000	279.28	
	商標更新登録料(1ヶ類毎) 5年分2回分納	194,000	174.77	

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル 韓国編

[著者]
金・張法律事務所
金容甲（模倣対策部分）
崔熙俊、李瓊宣（権利取得部分）
金尚源（構成・編集）

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。